

「イカの駅つくモール」オープン！

6月5日、のと九十九湾観光交流センター「イカの駅つくモール」の竣工式が行われ、関係者ら39人が出席し、完成を祝いました。

持木町長が、「誰もが気軽に立ち寄り、もらえる場所となり、交流人口の拡大と、地元の皆さまに愛され親しまれ続ける施設となるよう期待しています」と式辞を述べました。

小木地区や九十九湾を含めた小木港とその周辺は、平成25年に、湾港施設を中心とした交流拠点づくりを支援する国土



テープカットを行う高橋所長、持木町長、河田議長（左から）

交通省の「みなとオアシス制度」に登録されています。今回、「イカの駅つくモール」が「みなとオアシス小木」の追加施設として新たに登録されることとなりました。

式では、金沢港湾・空港整備事務所の高橋伸一所長から、持木町長へ「みなとオアシス登録証」が授与され、持木町長・河田議長・高橋所長がテープカットを行いました。

イカの駅つくモールは、国土交通省の支援を受け、平成27年度から着手した小木地区都市再生整備計画事業の主要観光交流施設として位置づけられ、観光情報拠点として「イカのまち小木」を発信することに由来を呼び込み、賑わいの創出を図ることを目的として越後地区内に整備されました。センターの総事業費は約5億2千万円、木造平屋建てで、延床面積は約933平方メートルです。敷地面積は約9千9百平方メートルです。

施設には、観光案内所、レストラン、物産販売コーナー、イカ漁の展示コーナーなどがあり、スキューバダイビングの充填設備やシーカヤックやサップなどの



が楽しめるマリッジ施設も併設しています。また、九十九湾を40分かけて周遊する観光遊覧船「イカす丸」も運航します。

6月13日にはプレオープンイベントが行われ、開店を待ち望んでいた多く地元住民らが詰め掛けました。20日の本格オープンでも開店と同時に県内外から多くの来場者でにぎわいました。

☎イカの駅つくモール ☎ 74-1399
ホームページ <https://ikanoeki.com>

「つくモール」とは・・・「モール」には、「散歩道」や「商店街」という意味があり、町内外からより多くの方が気軽に足を運んでいただける場、また九十九湾の観光情報拠点としての役割を期待して、採用されました。



イカの駅つくモール【水曜定休】
休憩スペース、観光情報コーナー、売店、
マリッジポイント施設 10:00～17:00
レストラン 11:00～15:00
公衆トイレ、駐車場

駅長のおすすめ・・・「食」
小木で水揚げされた船凍イカをメインとし、世界農業遺産認定の能登野菜を取り入れたレストランを営業しています。コンセプトは「能登にあるけど能登にない料理」皆さんなじみの深い食材や調味料が今まで食べた事のない形で味わうことが出来ると思います。

九十九湾観光遊覧船（イカす丸）【4月～11月】
11:00～16:00（1日4便）
11:00/13:00/14:00/15:00
定員 30人 時間約 40分
料金 大人 1,500円 小人 800円 幼児 400円
※ 15人以上の団体は 1割引



駅長のおすすめ・・・「景観」
日本百景九十九湾を周遊する遊覧船のほか、シーカヤックやサップ、スキューバダイビングと言ったマリンスポーツを楽しめます。これまで奥能登ではマリッジ施設を本格的に体験できる施設はありませんでした。興味のある方はぜひ1度遊びに来てください。お子様連れでも安心できるよう、ベテランのガイドが九十九湾を案内します。



開放的なレストランと休憩スペース

こんなところにも・・・
大きな水槽にはイカが

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 駅 | 長 | さ | ん | に |
| 間 | き | ま | し | た |



イカの駅つくモールは「能登町の食と景観を生かした観光交流施設」をコンセプトに6月20日に開業しました。無事オープンを迎えた事でようやくスタートラインに立つ事が出来ました。コロナ禍の中不安に思う時期もありましたが、経営理念である「社会に活力を与える」という原点に立ち返る良い機会でもあったと今では思えます。

動き始めたイカの駅はコンセプトに磨きをかけます。豊富な食材を生かした料理を多くの人に楽しんでもらい、酒蔵と連携して能登の食と酒を広めていきたいと考えています。今は駅長職がメインですので、なかなかマリッジポイントに本腰を入れることが難しい状況ですが、私自身もインストラクターとしてガイドができます。今後はPADIの認定ショップを目指すことを考えています。認定を受けることで、県外はもちろん、外国からもダイバーがたくさん訪れることになり新たなステージにつながると期待しています。（「イカの駅」駅長 寺内崇博）

※ PADI：世界最大のダイビング指導団体。ダイバーの6割以上が所属し、日本国内でも最も普及している団体です。

サマージャンボ宝くじ発売！

☆サマージャンボ宝くじ
1等・前後賞合わせて 7億円
1等5億円 前後賞各1億円

☆「サマージャンボミニ」も同時発売
1等 1,000万円

発売期間 7月14日(火)～8月14日(金)
抽選日 8月21日(金)

サマージャンボ宝くじ、サマージャンボミニの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

☎(公財)石川県市町村振興協会
☎ 076-220-2072



中小企業・小規模事業者・個人事業者のための

申請期間
令和2年9月30日

◆事業継続支援事業

新型コロナウイルス感染拡大により、売上が減少している町内の中小企業及び個人事業者の事業継続の支援を行うため、事業継続支援給付金を交付します。国の持続化給付金を受けた者も対象となります。

○給付金対象者

●給付要件

- ・6月15日現在で能登町において事業を営む法人又は個人であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から7月のいずれかの月の売上が前年同月と比べて、**20%以上減少した事業者**

<個人事業者の場合>

- ・年間120万円（月額10万円）以上の売上があること

●不給付要件

- ・農業、林業、漁業、金融業、保険業、医療、福祉、複合サービス事業、政治・経済・文化団体、宗教、公務の業種は対象外
- ・がんばる応援給付金（宿泊業・飲食店・バス）を受けた者
- ・町税等の滞納者

<支給額>

| | |
|-------------|------|
| 個人事業者 | 10万円 |
| 中小企業、小規模事業者 | 20万円 |

※1事業者1回限り

○申請に必要な書類

- ①申請書兼請求書②令和元年分確定申告書の写し（収支内訳書を添付のこと）
- ③令和2年3月から7月の売上がわかる帳簿等の写し④振込み口座の通帳の写し

○申請方法

町ホームページから申請書をダウンロードの上、原則郵送にて申請ください。なお、ダウンロードできない方は、役場（2階ふるさと振興課）、各支所または町商工会にて申請書を配布します。

申請期間
令和2年7月31日

交通や物流を守るために

◆観光バス事業
がんばる応援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅行者が激減し、深刻な影響を受けている観光バス事業者の経営を支援するため、支援金を支給します。

○給付金額

- 10万円×車両保有台数（乗車定員11人以上）
- ※限度額1社あたり30万円

◆公共交通
緊急対策給付金

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために、町内を運行する車両の除菌や乗務員のマスク着用等衛生管理の強化に着手している民間公共交通事業者に給付金を支給します。

○給付金額

- 2万円×町内を運行する車両保有台数
- ※限度額1社あたり30万円

企画財政課 ☎62-8535

地域で頑張るあなたを応援します

■各種制度の詳細については、ホームページに掲載していますのでご確認ください。
■申請がお済みでない場合は、速やかに手続きをお願いします。

申請期間
令和2年12月25日

雇用や事業を維持するために

◆雇用維持奨励金

○給付金額

- 10万円 ※1業所1回限り

○支給条件

- ①町内に事業所を有すること
- ②新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置による国の雇用調整助成金等の支給申請を行っていること
- ③町税等の滞納がないこと

今後のビジネスを支援するために

◆地域資源活用ビジネス支援事業

新型コロナウイルス感染症により町産品の販路や売上が減少する中、地域資源等を活用した特産品の販路開拓や販売促進を行う能登町に事業所等を有する個人、団体及び中小企業に対し支援を行います。



申請期間
令和3年3月31日

○補助対象者

- ①町内に事業所等を有する個人若しくは団体又は中小事業者であること

- ②町税等の滞納がないこと

○補助対象事業

- ①新たなビジネスモデル構築事業
ECサイトを活用した新たな販売ツールの開拓による販路拡大に向けた事業
- ②新商品開発等事業
新商品、新サービスの開発から販路開拓までの事業化に向けた事業
- ③ブランド化推進事業
既存商品の付加価値を高める調査・研究・

デザイン向上、販路拡大に向けた事業

○補助対象経費

謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、コンサルタント費、委託費、デザイン費など

○補助要件

今年度内に事業が完了し、かつ、原則として、年度内に商品化や販売の見通しがあるもの

○補助金額

補助対象経費の4/5 ※限度額30万円

もしもの時に身を守るための1分間の防災訓練
シェイクアウトいしかわ

日時 7月8日(水) 11:00から1分間

安全行動とともに

地震の揺れから身を守るためには、とっさの安全行動だけでなく、建物の耐震補強や家具の固定等を行うとより効果的です。



地震による人的被害の多くが、揺れによる家具等の倒壊や落下物による負傷と言われています。大地震が発生した際に、各自がどう行動したらよいかをあらかじめ考えたり、地震の揺れから自分の身を守るため、

- ①しゃがむ ②隠れる ③じっとする
- といった「安全行動」をとる訓練です。

当日は、訓練放送に合わせて、「安全行動」を約1分間実施してください。

お知らせ
犯罪や非行のない社会に
社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動月間」です。この運動は犯罪や非行をした人たちの立ち直りについてみんなで考え、犯罪や非行が起きない社会をつくらうという運動です。

7月1日には珠洲・能登地区保護司会の会員が持木町長に内閣総理大臣のメッセージ伝達を行います。

犯罪や非行のない明るい社会の実現のために、運動の趣旨を理解し、ご参加ください。

お知らせ
ご利用ください
社会保険労務士無料年金相談

年金について分からないことや相談ごとはありませんか。社会保険労務士が無料で年金相談を受け付けます。年金の受給に関する相談や年金請求のお手続きなどがありましたらご利用ください。

なお、ご利用の際には予約が必要となりますので事前に基礎年金番号を準備の上お申し込みください。
日時 7月15日⑧午前10時〜午後4時

令和2年度
能登町職員採用候補者試験のご案内

○採用予定者数および受験資格

| 採用区分 | 採用予定者数 | 年齢及び受験要件 |
|---|--------|--|
| 行政事務A（大学卒業程度（短期大学を除く）） 行政事務B（高校卒業程度） | 5名程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた者 ※大学卒業及び令和3年3月31日までに大学卒業見込み（短期大学を除く）の者は行政事務B試験を受験できません。行政事務A試験を受験してください。 |
| 土木技師（大学・高専卒業程度） | 1名程度 | 昭和55年4月2日以降に生まれた者 ※土木専門課程の大学または短期大学、高等専門学校を卒業した者または令和3年3月31日までに卒業見込みの者 |
| 保健師 | 2名程度 | 平成2年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を現に有する者または令和3年3月31日までに資格取得見込みの者 |
| 保育士 | 1名程度 | 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、保育士の免許を現に有する者または令和3年3月31日までに資格取得見込みの者 |
| 技能労務職（高校卒業程度） | 1名程度 | 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、普通自動車の免許を現に有する者または令和3年3月31日までに取得見込みの者 ただし、町内に住所を有する者に限る |
| 薬剤師 | 1名程度 | 昭和45年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師の免許を現に有する者または令和3年3月31日までに資格取得見込みの者 |
| 看護師 | 8名程度 | 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を現に有する者または令和3年3月31日までに資格取得見込みの者 |

○採用試験日程および受付期間

| 区分 | 職種 | 日時及び場所 | 受付期間 |
|-------|--------------------------------------|--|---------------|
| 第1次試験 | 行政事務A 土木技師 保健師 保育士 技能労務職 | 9月20日⑧ 日本航空高等学校石川 (輪島市三井町洲衛) | 8月3日⑧まで |
| | 行政事務B | 10月18日⑧ 日本航空高等学校石川 | 9月4日⑨まで |
| 第2次試験 | | | 受験申込者に後日通知します |
| 試験 | 薬剤師 看護師 | 受験申込者に後日通知します ※看護師は適性検査を9月20日⑧日本航空高等学校石川で実施 | 8月3日⑧まで |

○申込書交付場所

受験申込書は、能登町役場総務課秘書室、柳田総合支所、内浦総合支所、鶴川支所、小木支所および公立宇出津総合病院事務局の窓口で交付します。

また、能登町ホームページに試験案内および申込書の様式を掲載しています。印刷してご利用ください。

○問い合わせ先

総務課秘書室人事秘書係 ☎ 0768-62-8534 (内線 3200)

【能登町役場】

- 〒927-0492 宇出津ト字50番地1 ☎ 62-1000 FAX62-4506
- 4階** 議会事務局 ☎ 62-8540
- 3階** 総務課 ☎ 62-8532
危機管理室 ☎ 62-8533
秘書室 ☎ 62-8534
企画財政課 ☎ 62-8535
教育委員会事務局 ☎ 62-8537
- 2階** 建設水道課 ☎ 62-8523
農林水産課 ☎ 62-8524
農業委員会 ☎ 62-8525
ふるさと振興課 ☎ 62-8526
地域戦略推進室 ☎ 62-8527
- 1階** 住民課 ☎ 62-8510
会計課 ☎ 62-8511
健康福祉課
医療 ☎ 62-8512
児童福祉 ☎ 62-8513
健康推進 ☎ 62-8514
福祉 ☎ 62-8515
包括支援センター ☎ 62-8516
介護保険 ☎ 62-8517
税務課
納税 ☎ 62-8518
収納 ☎ 62-8519

- 柳田総合支所 ☎ 76-8300
- 情報ネットワークセンター
CATV放送室 ☎ 76-8301
- 内浦総合支所 ☎ 72-2500
- 小木支所 ☎ 74-1111
- 鶴川支所 ☎ 67-2221

今月の納期 7月31日⑨

| 納税種別 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 税金 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 軽自動車税 | | | 1 | | | | | | | | | |
| 固定資産(都市計画)税 | | | | 2 | | | | | | | | |
| 町民税 | | | | 1 | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 介護保険料 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 後期高齢保険料 | | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 4月全期 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 5月 | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | | | |

場所 能登町役場 1階
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況により、変更・中止となる場合があります。
予約・問い合わせ先
住民課年金係 ☎ (62) 8510

募集
人権啓発に
「一枚の絵てがみ」

人権とは、私達一人ひとりが人間として生まれながらに持っている当然の権利で、傷つけたり傷つけられたりするものがあってはいけません。相手の存在と意思を尊重し、思いやる心の大切さなどを表現した人権メッセージの入った「絵てがみ」をお寄せください。
応募資格 県内在住者、年齢不問
応募方法 郵便はがき1枚につき、自作、未発表の作品1点。氏名（ふりがな）、郵便番号、住所（番地・マンション名まで記載）、電話番号、学生は学校名と学年を書いてください。一人何点でも応募できます。
締切日 7月20日⑧(当日消印有効)
その他 応募作品は返却不可。応募者には記念品を贈呈します。主催者作成の啓発パンフなどに掲載する場合があります。
団体応募の際は、「団体応募票」が必

要です。詳しくはお問い合わせください。
応募・問い合わせ先
県総務課人権推進室
〒920-8580金沢市鞍月1丁目1番地
☎ 076(225) 1235

募集
明るい選挙推進に
標語を募集します

県選挙管理委員会と県明るい選挙推進協議会では、県民のみならず、投票への参加と明るくきれいな選挙の推進をテーマとする標語を募集します。入賞作品は、選挙の啓発に広く活用されます。
応募資格 県内に住所を有する者
応募方法 住所・氏名（ふりがな）、年齢（小中高校生は学校名・学年）、電話番号をご記入の上、応募用紙はがき、封書または電子メールにてご応募ください。
応募規定
①応募作品は1人1作品。39文字以内
②自作・未発表のものに限ります。
③入賞発表は11月頃に行い、対象者に直接連絡します。

④応募用紙をご希望の方は、町選挙管理委員会までご連絡ください。
応募・問い合わせ先
県選挙管理委員会事務局
〒920-8580金沢市鞍月1丁目1番地
☎ 076(225) 1282
町選挙管理委員会 ☎ (62) 8532

お知らせ
7・8月はイノシシ被害
防止強化月間です

水稲の収穫前に今一度、イノシシ被害防止に努めましょう！
水稲被害は収穫直前の時期に多発するため、穂が実り始める前に、しっかりと被害対策を講じることが大切です。この時期に協力して『防護柵の点検』、『周辺環境の管理』、『捕獲の強化』に取り組みましょう。
①防護 防護柵はこまめな点検と補修が必要です！
※痛くない電気柵は「ただのヒモ（無いのと同じ）」です
②環境管理 イノシシの隠れ場所をなくす！
※耕作放棄地や竹林の藪を借り払い、見通しをよくしましょう
③捕獲 成獣のメスを含む群れで捕獲！
※母イノシシは子供がいなくなると、出産を繰り返すため、ウリボウのみを捕獲しても生息数は減りません。



国民健康保険

国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さまへ

8月是新保険者証の切り替え時期です

7月中旬から令和2年度の新しい保険証を順次お送りします。
8月以降に病院などを受診する際には、新しい保険証を忘れずに提示してください。

いま、お手元にある被保険者証の有効期限は令和2年7月31日です。
8月1日からの新しい被保険者証を7月中旬から順次お送りします。
新しい被保険者証の色は緑色です。

ご確認いただきたいこと

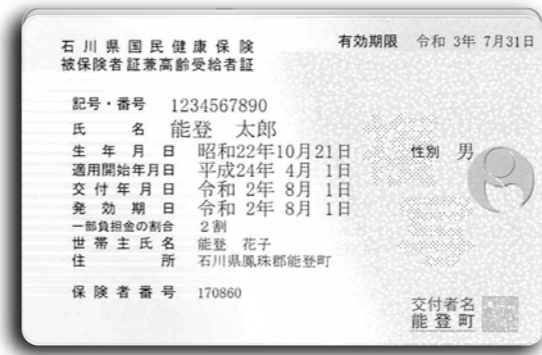
- ・被保険者証は1人につき1枚交付されます。
- ・被保険者全員分の保険証を世帯主あてに簡易書留で郵送します。不在の場合は郵便局で保管されますので期限内にお受け取りください。
- ・70歳以上の人には、国民健康保健被保険者証兼高齢受給者証を交付します。
- ・有効期限は、令和3年7月31日です。
- ・ただし、今後1年以内に75歳となり後期高齢者医療制度に該当となる方は、被保険者証の有効期限が異なります。

国民健康保険の加入者で新しい被保険者証が7月31日になっても届かない場合や、すでにほかの健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい被保険者証が届いた場合は、役場健康福祉課へ連絡

してください。

なお、勤務先の健康保険に加入されても、勤務先から町には届出がありません。加入者本人による脱退などの手続きが必要となります。ご不明な点がありましたらお問合せください。

健康福祉課国民健康保険係
☎(62) 8512



後期高齢者医療制度

8月1日からの新保険証は青色です

保険証の色はこれまでのオレンジ色から青色に変わります。令和2年度の新しい保険証は、7月中旬に簡易書留でお送りします。8月以降に病院などを受診する際には、青色の保険証を忘れずに提示してください。

使用できるのは8月1日からです。現在お使いの保険証(オレンジ色)は、7月31日で期限切れになります。8月1日以降は使用できませんので、裁断するなど、ご自身で破棄してください。

医療機関での負担割合は前年度所得で決定

医療機関での一部負担金の割合(1割または3割)は、前年中の所得をもとに決定されます。保険証の有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正等により自己負担割合等に変更があった場合は、新しい保険証が交付されます。それまで

お持ちの保険証は、役場健康福祉課へ速やかに返還してください。

保険料額決定通知書は保険証と別に送付

保険料は、前年度の所得をもとに決定します。7月中旬に令和2年度の保険料額決定通知書をお送りします。

保険料の軽減措置が見直しに

令和2年4月から、後期高齢者医療の保険料軽減措置が一部、見直しとなりました。詳細については、保険証の送付時に同封のリーフレットまたは、石川県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

【石川県後期高齢者医療広域連合】
<http://www.ishikawa-kouiki.jp>

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

世帯全員が住民税非課税の場合は、病院などを受診する際の自己負担限度額や食事代などが軽減されます。該当する方には、申請により「限度

国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金の支給について

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で給与収入のある者が新型コロナウイルス感染症に感染し(又は、発熱等の症状があり感染が疑われる)、会社等を休み、事業主から給与等の全部又は一部を受けることが出来ない場合、傷病手当金を支給します。

支給には、申請が必要です。
詳しくは健康福祉課医療係までお問合せください。

健康福祉課医療係 ☎ 62-8512

現役並み所得(負担割合3割)の方はご注意ください

現役並み所得の方は、課税所得の金額にかかわらず、適用区分がⅢとなつてしまいます。課税所得が690万円未満の方(適用区分がⅠ、Ⅱに該当する方)は役場窓口にて、「限度額適用認定証」の交付申請を行ってください。なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」をお持ちで、8月以降も認定要件に当てはまる方には、保険証と一緒に新たな認定証をお送りします。(再度の申請は必要ありません。)

マイナンバーカードが保険証になります

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。

健康福祉課医療係 ☎ (62) 8512